

議員提出議案第2号

三鷹市議会委員会条例の一部を改正する条例

地方自治法第112条及び三鷹市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年6月28日

三鷹市議会議長 伊藤俊明様

提出者	三鷹市議会議員	粕谷稔
賛成者	〃	土屋けんいち
〃	〃	大倉あき子
〃	〃	谷口敏也
〃	〃	大城美幸
〃	〃	野村羊子
〃	〃	山田さとみ
〃	〃	半田伸明
〃	〃	成田ちひろ
〃	〃	中泉きよし
〃	〃	蛭澤征剛

三鷹市議会委員会条例の一部を改正する条例

三鷹市議会委員会条例（昭和42年三鷹市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市議会」を「議会」に改める。

第4条第1項中「市議会」を「議会」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

第4条第4項及び第5項を削る。

第14条中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第15条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第19条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第21条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するとき、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第24条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第25条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第28条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条本文中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第29条第3項中「前3条」を「第26条、第27条及び第28条」に改め、同項を同条第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

第30条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和6年8月1日から施行する。

提案理由

大規模な災害の発生や感染症のまん延等により参集することが困難な場合にオンライン委員会の開催を可能とするなど所要の改正を行うほか、規定を整備するため、本案を提出します。

三鷹市議会委員会条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>(常任委員会の設置) 第1条 <u>議会に常任委員会を置く。</u></p> <p>(議会運営委員会の設置) 第4条 <u>議会に議会運営委員会を置く。</u> 2 <u>議会運営委員の定数は、8人とする。</u> 3 <u>前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。</u></p> <p>(議会運営委員及び特別委員の辞任) 第14条 <u>委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p>(委員会の開会方法の特例) 第15条の2 <u>委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。</u> 2 <u>前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u> 3 <u>前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</u> 4 <u>オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	<p>(常任委員会の設置) 第1条 <u>市議会に常任委員会を置く。</u></p> <p>(議会運営委員会の設置) 第4条 <u>市議会に議会運営委員会を置く。</u> 2 <u>議会運営委員の定数は、8人とする。</u> 3 <u>議会運営委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。</u> 4 <u>任期満了による議会運営委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。</u> 5 <u>補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(議会運営委員及び特別委員の辞任) 第14条 <u>議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</u></p>

(傍聴の取扱い)

第19条 委員会は、これを公開する。

2 省略

3 傍聴席が騒がしいときは、委員長は、全ての傍聴人を退場させることができる。

4 省略

(出席説明の要求)

第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 省略

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴

(傍聴の取扱い)

第19条 委員会は、これを公開する。

2 省略

3 傍聴席が騒がしいときは、委員長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

4 省略

(出席説明の要求)

第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てなければならない。

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 省略

会で意見を述べることができる。

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第29条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 省略

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

4 参考人については、第26条、第27条及び第28条の規定を準用する。

(記録)

第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印をしなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和6年8月1日から施行する。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第29条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 省略

3 参考人については、前3条の規定を準用する。

(記録)

第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印をしなければならない。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の記録は、議長が保管する。